

教育経済常任委員会説明資料

(議案説明資料)

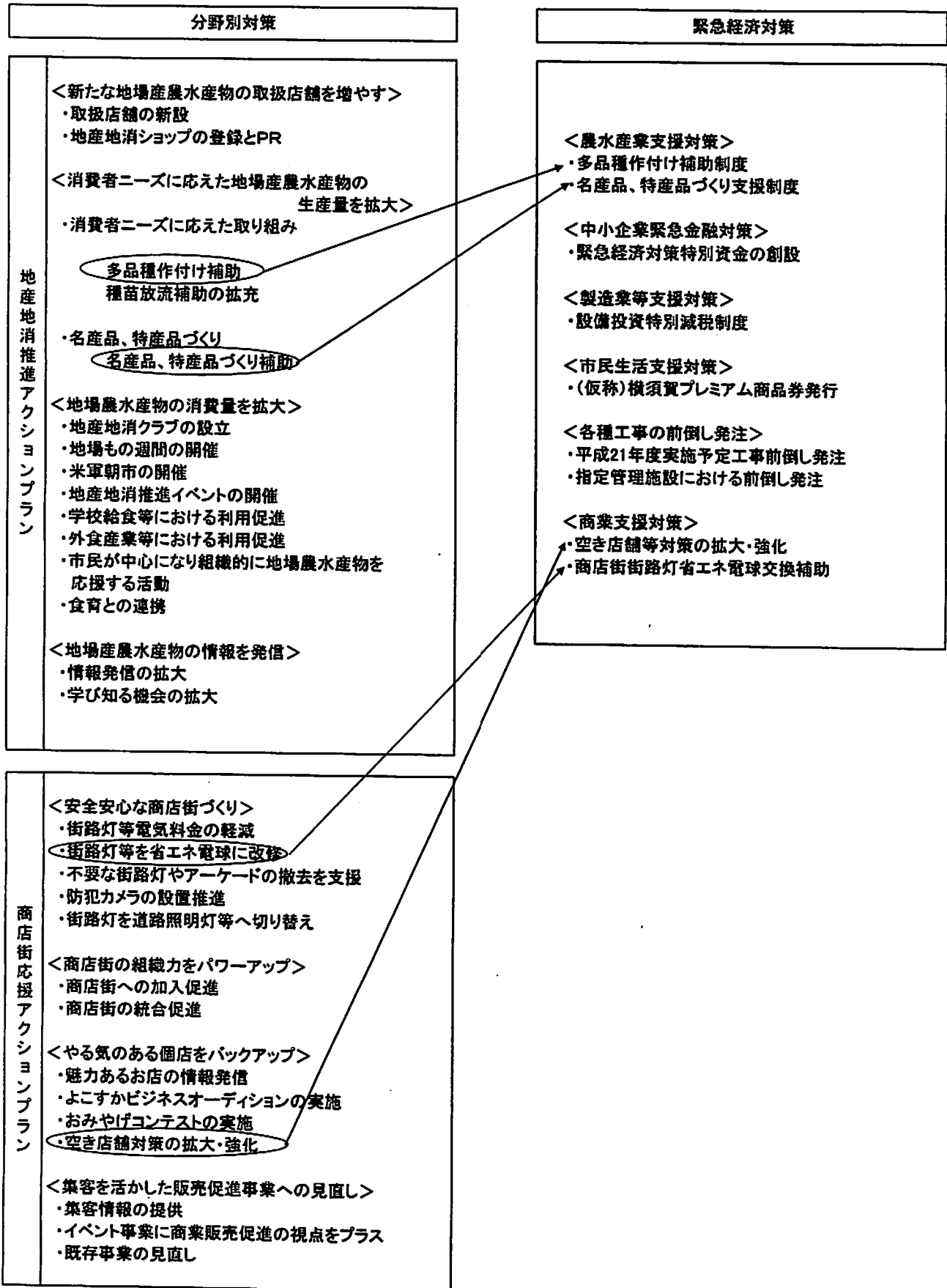
(頁)

◎ 議案第5号 平成20年度横須賀市一般会計補正予算 (第5号) について	1
(歳出補正予算、繰越明許費追加分)	
緊急経済対策分	2
観光宣伝事業分	5
施設修繕分	6
事業費確定による補正分	7
(債務負担行為変更分)	
アトエ産業新工場建設による企業立地等奨励金 交付に伴う債務負担行為の変更	8
◎ 議案第16号 設備投資支援条例制定について	10

平成 21 年 (2009 年) 2 月 24 日

経 済 部

緊急経済対策と地産地消推進アクションプラン・商店街応援アクションプランの相関図



◎議案第5号 平成20年度横須賀市一般会計補正予算(第5号)

1. 緊急経済対策関係 歳出補正予算	218,673千円
--------------------	-----------

(1) 中小企業緊急金融対策 7,707千円

①緊急経済対策特別資金の創設 7,707千円

国の新しい保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証制度)に対応し、新たに「緊急経済対策特別資金」を創設したが、それに伴い、信用保証料補助の増加が見込まれるため増額補正を行う。

対 象：中小企業

期 間：平成20年12月～平成21年度

融資限度額：8,000万円(従来制度では3,000万円上限)

貸付利率：2.0%以内(従来制度では2.2%以内)

返済期間：10年以内(従来制度では7年以内)

信用保証料補助限度額

：50万円(従来制度では上限30万円)

また、既存の融資制度の融資上限額や返済期間の拡大もあわせて実施することとした。

(2) 商業支援対策

110,000 千円

①空き店舗等対策の拡大・強化 60,000 千円 (全額繰越明許費)

商店街応援アクションプラン事業

市内では新たな商業施設が開設される一方、空き店舗も増加傾向にあり、ホテルや大型店の撤退も目立ってきている。

このため、従来の空き店舗対策を大幅に拡充し、対象業種をホテル・旅館業にも広げるとともに、営業面積に応じた支援を図る。

対 象：小売店、飲食店、ホテル旅館等

(商業地域若しくは商店街エリア内)

※入居募集を開始してから、原則として3か月以上経過し、かつ3か月以上空いている店舗等を対象とする。

期 間：平成21年3月～平成22年度

制度内容：売場面積 (又は営業面積) 50 m²以内は30万円。

50 m²を超える場合は、50 m²ごとに15万円を加算。

②商店街街路灯省エネ電球交換補助の創設

50,000 千円 (全額繰越明許費)

商店街応援アクションプラン事業

商店街の大きな経費負担となっている街路灯について、水銀灯から省エネ電球 (電気代は半分、寿命は2倍) に交換する事業に対し、期間限定でほぼ全額補助を行う。

これにより、市内の街路灯のほぼ全てを省エネ電球に交換し、商店街の負担軽減と環境負荷の軽減を図る。

対 象：商店街

期 間：平成21年3月～平成21年度

制度内容：原則として100%補助

(ただし、80W水銀灯1灯当り上限10,000円)

なお、平成21年度から商店街街路灯等電気料金補助の補助率の引き上げを行い、省エネ電球交換補助と併せて、商店街の負担の大幅な軽減を図る予定である。

(3) 農水産業支援対策

4,966 千円

①多品種作付け補助制度の創設 3,433 千円 (全額繰越明許費)

地産地消推進アクションプラン事業

市内の農産物生産の8割を超えるキャベツ、ダイコン、カボチャの主要3品目以外の野菜への作付け転換に対し補助を行い、品種の多様化の促進と安定的な経営基盤の確立を図り、あわせて地産地消を推進する。

対 象：農業者

期 間：平成21年3月～平成23年度

制度内容：主要3品目以外への転換を行った場合に1アールあたり1万円を補助

また、多品目作物の栽培普及作付け転換に必要な農作物の栽培に関する図書購入の助成もあわせて行う

制度内容：図書購入費の1/3を補助

②名産品・特産品づくり支援制度の創設 1,533 千円 (全額繰越明許費)

地産地消推進アクションプラン事業

市内消費の活性化に向け地産地消推進事業をさらにすすめるため、新たな農水産物の創出や加工品の開発研究への支援制度を創設する。

対 象：農業者、漁業協同組合

期 間：平成21年3月～平成23年度

制度内容：試験・養殖費用の2/3を補助 (カキ試験養殖)

開発・研究費用の1/3を補助 (農産物加工品研究)

(4) 市民生活支援対策

96,000 千円

① (仮称) 横須賀プレミアム商品券の発行

96,000 千円 (全額繰越明許費)

本市内でのみ使える、プレミアム (割増) をつけた商品券を発行し、市内各店舗で使用してもらい、市民の生活支援を行うとともに、市内消費の拡大により商業振興を図る。

発行予定時期：平成 21 年 6 月及び 10 月

(使用期限はそれぞれ 9 月末及び平成 22 年 1 月末)

発行予定規模：8 億円以上

取扱店舗数目標：2,000 店舗以上

プレミアム率：10% (市と取扱店舗で負担。その他の諸経費は市が負担)

その他：商工会議所との共同事業で実施し、商工会議所が発行主体となる予定

2. 観光宣伝事業関係 歳出補正予算

22,500 千円

(1) (仮称) みかさルネッサンス事業 (「坂の上の雲」プロジェクト)

20,000 千円 (全額繰越明許費)

NHK スペシャルドラマ「坂の上の雲」の放映 (H21~H23) 及び記念艦三笠復興 50 周年 (H23) を契機として本市への集客を図るため各種事業を実施する。

実施期間：平成 21 年 3 月～平成 23 年度

予定事業内容：

- ・ ドラマ「坂の上の雲」の放映にあわせた企画展等の開催
- ・ 「ギャラリートレイン三笠号」の運行
- ・ 松山市との連携と相互協力による集客の展開など

事業実施形態：実行委員会形式

(2) 横須賀線開業 120 周年記念イベント開催

2,500 千円 (全額繰越明許費)

JR 横須賀線開業 120 周年を記念し、J R 東日本が主催する記念イベントに合わせ、横須賀の特色を出したイベントを開催する。また、地元商店街や近隣観光施設等を巻き込み各種事業を展開する。

予定事業内容・開催予定時期

平成 21 年 6 月 13 日 (土) 14 日 (日)

・市主催事業：「(仮称) Y Y スカ線フェスタ」
(ステージ・飲食等)

・J R 主催事業：車両展示、駅イベント等

平成 21 年 6 月 20 日 (土)

・J R 主催事業：「駅からハイキング」

平成 21 年 6 月 27 日 (土) 28 日 (日)

・市主催事業：記念特別列車 (レトロ列車) 歓迎イベント等

・J R 主催事業：記念特別列車 (レトロ列車) 運行

その他協力イベントを 6 月中に開催

事業実施形態：実行委員会形式

3. 施設修繕に伴う歳出補正予算	2,098 千円
-------------------------	-----------------

・勤労福祉会館 (ヴェルクよこすか) 修繕

(1) 外壁パネルシーリング改修 1,098 千円

雨漏りが生じているパネルシーリングを改修する。

(2) 高圧負荷開閉器設置 1,000 千円

電気事故の際、近隣への影響を遮断する「高圧負荷開閉器」を新たに設置する。

4. 事業費確定等による歳出補正予算	△84,710 千円
--------------------	------------

(1) 労働費 △11,064 千円

①勤労者等福利費	△3,564 千円
勤労者住宅資金利子補給金	△3,564 千円 (26,086←29,650)
②雇用促進費	△7,500 千円
中小企業従業員採用時補助金	△4,000 千円 (0← 4,000)
職業訓練費用補助金	△3,500 千円 (0← 3,500)

(2) 商工費 △73,646 千円

①商工総務費	△51,912 千円
企業等立地奨励金・企業等拡大再投資奨励金	△38,061 千円 (316,450←354,511)
企業立地促進融資利子補給金	△8,000 千円 (0← 8,000)
横須賀リサーチパーク推進事業費	△5,851 千円 (60,281← 66,132)
②商工振興費	△21,734 千円
中心市街地活性化基本計画策定業務委託	△5,943 千円 (0← 5,943)
商店街共同施設整備・補修事業補助金	△10,195 千円 (17,834←28,029)
中小企業制度融資代位弁済補助金	3,299 千円 (10,241←6,942)
中小製造業設備投資利子補給金	△1,895 千円 (779←2,674)
久里浜工業団地地盤沈下対策事業補助金	△7,000 千円 (3,000←10,000)

5. 債務負担行為変更

(1) 債務負担行為の内容

指定産業地域及び工業系地域に立地する企業に対し、企業等立地促進制度の適用による奨励金を交付するため、平成20年度企業等立地奨励金として設定している債務負担行為を変更する。

(2) 限度額

454,200千円(補正前 427,700千円、増額26,500千円)

(3) 期間(変更なし)

平成21年度から平成25年度

(4) 奨励金交付対象

① 企業概要

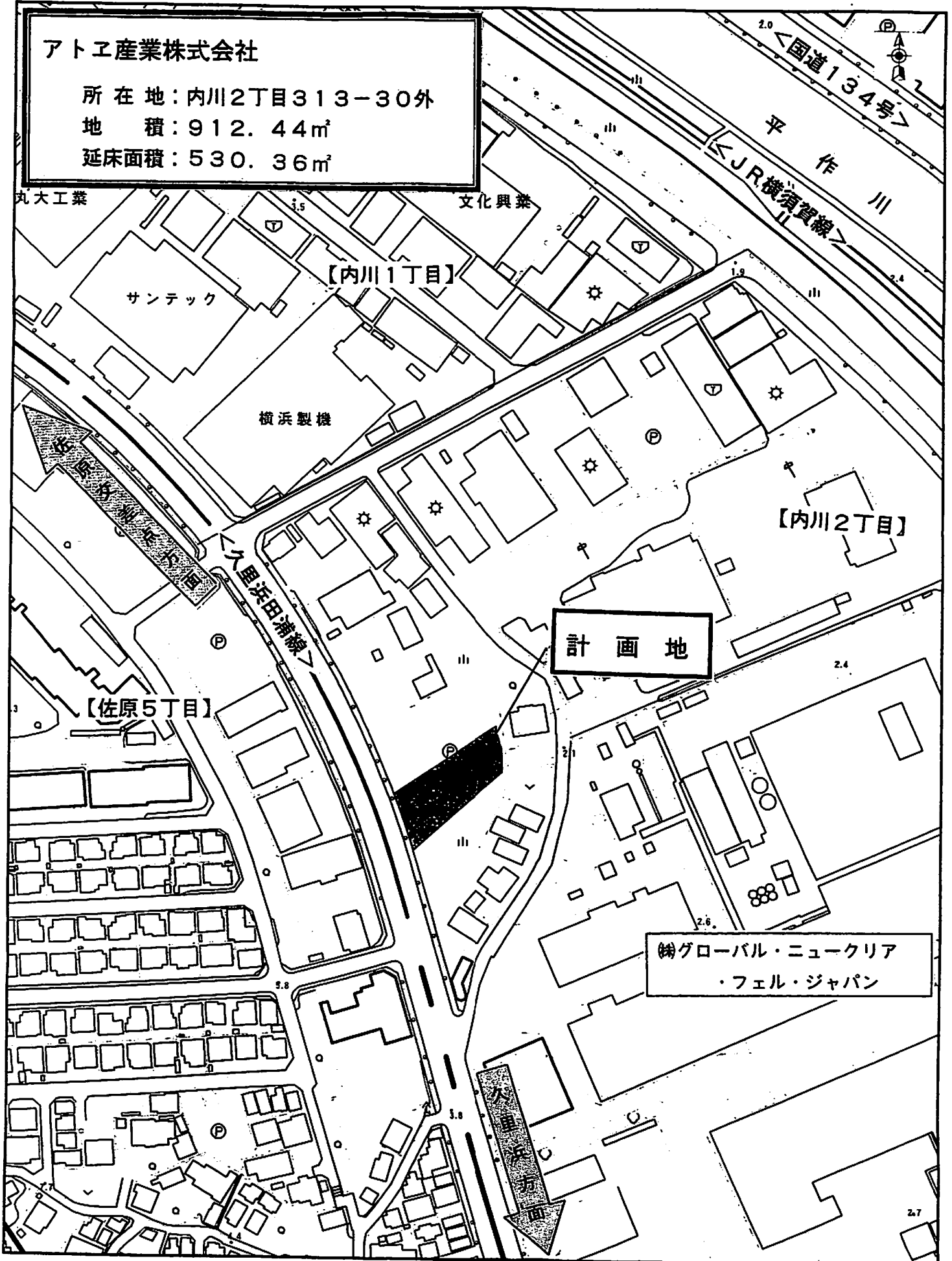
ア 企業名	アトエ産業株式会社
イ 設立	昭和50年8月
ウ 資本金	1,000万円
エ 従業員数	9名
オ 事業内容	建築・設備用架台の製造、製缶

② 事業計画概要

ア 事業名称	新工場建設事業
イ 計画地	内川2丁目313-30、-31(久里浜工業団地内)
ウ 用途	本社・工場
エ 敷地面積	912.44㎡
オ 延床面積・構造	530.36㎡(鉄骨造・2階建)
カ 操業開始	平成21年5月(予定)
キ 投下資本額	265,000千円
ク 奨励金交付限度額	26,500千円(投下資本額の10%)

アトエ産業株式会社

所在地：内川2丁目313-30外
地積：912.44㎡
延床面積：530.36㎡



計画地

(株)グローバル・ニュークリア
・フェル・ジャパン

◎ 議案第16号 設備投資支援条例制定について

1 制定の背景と目的

世界的な景気後退により、製造業を中心として、本市産業は大きな影響を受け、設備投資に対する意欲の低下が懸念される。

こうした中で、設備投資意欲の減退を極力防ぎ、将来の成長力を維持して行くため、設備投資に関する税負担を軽減し、もって、経営の安定を図り、将来の市内産業の発展や市民生活の安定に寄与することを目的とする。

今回の条例は、この目的を達するため、必要な事項を定めるものである。

2 条例の概要

① 対象

工業系地域及び指定産業地域の製造業者等が行う設備投資で、償却資産のうち機械・装置の新設又は増設を対象とする。(第1条、第2条第1・2・4号)

② 対象となる設備投資の期間

平成21年1月～平成22年12月の2年間(附則)

③ 支援内容と適用要件

- ・対象設備投資に係る固定資産税の税額を95%減額する。(第4条第1項)
- ・適用要件と減税の期間は以下のとおり。(第3条第2号、第4条第1・2項)

	設備投資		大規模・新製品関連設備投資	
	設備投資額	減税期間	設備投資額	減税期間
中小企業	1,000万円以上	3年間	1億円以上	5年間
大企業	1億円以上	3年間	10億円以上	5年間

④ その他

- ・減額の対象となる設備投資額の上限は、単年度20億円(2年にわたる場合は各年度20億円、10億円)。ただし新技術に関する場合は100億円(2年にわたる場合は各年度100億円、50億円)(第4条第3項)
- ・設備投資について、「企業等立地促進制度」及び「ものづくり設備活性化補助金」「ものづくり技術開発促進事業補助金」との適用の重複は不可とする。
(第3条第5号)

3 条文関係

第1条関係（目的）

本市の産業振興上、重要であると認められる工業系地域・指定産業地域において、新たに設備投資を行う企業等に対して緊急の支援措置を講じ、企業等の設備投資を促進し、経営の安定を図り、もって市民生活の安定に寄与すること。

第2条関係（定義）

- ① 工業系地域 工業地域、工業専用地域、地区計画で工業系の用途に定めている地域。
- ② 指定産業地域 横須賀リサーチパーク、久里浜港。
- ③ 設備投資 事業を拡張することを目的とし、償却資産のうち「機械又は装置」を新設・増設すること。
- ④ 設備投資額 設備投資を行う際の償却資産の取得価額。

第3条関係（支援措置を受けるための要件）

- ① 市内に事業所を設置し、事業活動を行っていること。
- ② 1年間の設備投資額が大企業1億円(中小企業等1000万円)以上であること。
- ③ 国税、県税、市税を完納していること。
- ④ 事業内容が、久里浜港を含む工業系地域では製造業、横須賀リサーチパークでは地区計画に合致したものであること。
- ⑤ 当該設備投資について企業等立地促進条例の奨励措置及び補助金等を併せて受けることはできないこと。

第4条関係（不均一課税）

- ① 対象となる償却資産の固定資産税の税率を100分の1.4から3年間100分の0.07とすること。
- ② 大企業10億円(中小企業等1億円)以上で、かつ設備投資が新製品の開発その他規則で定めるものに寄与すると認めるものは不均一課税の期間は5年間とすること。
- ③ 設備投資額の上限を20億円(2年にわたる場合は各年度20億円、10億円)とし、設備投資が規則で定める新技術に関するもの場合は100億円(2年にわたる場合は各年度100億円、50億円)とすること。

第5条関係（支援措置の適用の申請）

- ① 申請書は対象償却資産の取得前に市長に提出しなければならないこと。
- ② 申請書には事業計画書の他、関係書類を添付しなければならないこと。

第6条関係（支援措置の適用の決定）

- ① 市長は申請の内容を審査し、償却資産の設置を確認後、支援措置の適用の決定を行うこと。
- ② 市長は支援措置の適用について、必要があると認めた場合、条件を付することができること。

第7条関係（支援措置の適用の取消し）

市長は不正な申請、要件に不適合な場合、市税の滞納などがあった場合、支援措置を取り消さなければならないこと。

第8条関係（報告等）

市長は企業に対して報告や関係図書の提出を求め、実地調査を行うことができること。

第9条関係（支援措置の適用の承継）

適用企業の事業を承継した者は、市長の承認を得て、支援措置の適用を承継できること。

第10条関係（その他の事項）

施行について必要な事項は市長が定めること。

附則関係

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行すること。

（申請の特例）

平成21年1月1日以降、条例施行までに取得した資産についても対象とすること。

（失効）

この条例は平成22年12月31日で効力を失うこと。ただし、適用の決定を行ったものについては、同日後も効力を有すること。